

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年10月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	トヨタホーム株式会社 愛知県名古屋市東区泉1丁目23番22号 代表取締役社長 森岡 仙太
	指定開発行為の名称	(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野三丁目5番1及び5番2の一部 (区域面積:約44,870㎡)
	指定開発行為の目的	宅地の整備
	指定開発行為の内容	開発区域面積:約44,870㎡
	指定開発行為の施行期間	平成20年6月~平成21年11月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年10月12日(金)から 平成19年11月26日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年11月26日 (郵送の場合は、平成19年11月26日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm